

学校施設利用要件確認書 スポーツ施設利用

目黒区長 あて

私たちは、目黒区立学校施設の使用を希望する登録団体（区民）であり、以下の要件のすべてを満たしていることを確認し、提出する書類に虚偽がないことを証します。利用にあたっては、区（教育委員会）からの指示に従い、学校施設を安全に使用することを誓約いたします。なお、区（教育委員会）が要件にあてはまらないことを確認した場合は、ただちに登録を取り消されても異存ありません。

（以下の内容にあてはまることをご確認のうえ、チェック欄に☑を行い、署名欄に団体名・代表者氏名・連絡先等をご記入ください。）

◆団体登録要件に関すること

- ☐ 1.自主的な団体で、組織的かつ継続的に社会教育、又は区内のコミュニティ形成を行うことを目的とした団体である。
- ☐ 2.政治・宗教・営利となる活動を行わない団体である。
- ☐ 3.代表者は、区内在住・在勤・在学の成人（18歳以上）であり、自らが、講師（指導者）となった教室（スポーツ塾）として、授業料を徴収するなどの運営をしていない。
- ☐ （子ども団体の要件：子ども団体のみチェックしてください。）
 - 4.子ども団体の連絡担当者は成人（18歳以上）であること（代表者との兼務不可）。また、構成員の人数は、同一の世帯に属さない者が校庭で活動する団体は10名以上、体育館のみで活動する団体は5名以上であり、全員が小学生または中学生である。半数以上を区内在住・在学の小学生または中学生で構成し、かつ原則として区外の構成員は10名未満であり、名簿に登録された児童（生徒）以外は使用しない。
- ☐ （大人・混合団体の要件：大人・混合団体のみチェックしてください。）
 - 4.大人・混合団体の連絡担当者は16歳以上（当年度3月末現在）であること（代表者との兼務不可）。また、構成員の人数は、同一の世帯に属さない者が校庭で活動する団体は10名以上、体育館のみで活動する団体は5名以上である。半数以上を区内在住・在学・在勤者で構成し、かつ原則として区外の構成員は10名未満であり、名簿に登録された者以外は使用しない。

◆団体の運営に関すること

- ☐ 5.会費等の自主的な財源により運営する団体である。
- ☐ 6.外部講師は、団体の運営や意思決定に関与せず、技術指導のみを行う。

主な講師・指導者 有・無 有の場合氏名：

1回あたりの講師謝礼の金額 円

- ☐ 7.会の運営内容は、会員が主体となって決定しており、営利非営利を問わず外部の団体等に委託していない。

- ☐ 8.スクール、教室、塾、その他企業等の名称を使用した営利団体と認識される宣伝・広告・勧誘活動を行わない。また、これらの名称を使用した団体等の間接的な宣伝・広告・勧誘活動に関与していない。
- ☐ 9.インターネットやSNS等で一般参加者を募らない。また、学校施設を利用した宣伝・広告・勧誘活動を行わない。（例：クラウドファンディングの返礼等）
- ☐ 10.構成員から徴収する会費は、実費を大きく上回ることではない。

◆団体の利用に関すること

- ☐ 11.利用時間を遵守し、利用時間内に準備・片付けを行う。
- ☐ 12.学校の近隣の迷惑になる行為（無断駐車駐輪・ゴミのポイ捨て・喫煙・騒音等）を行わない。
- ☐ 13.事前に許可されている学校で、他の団体と練習試合を行うときは、招待する団体を含む2団体までの活動とし、併せて以下の事項を遵守する。
 - （1）他団体を招待した際に発生した事故等について、招待された団体に起因するものであっても連帯して責任を負い、問題の解決にあたる。
 - （2）構成員の過半数が区外者である団体を招待するときは、利用者全体の割合で区外者が半数を超えないよう確認を行う。
- ☐ 14.会員の心身の健康管理、事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶に努めている。
- ☐ 15.学校施設使用料は、区所定の方法により遅滞なく支払う。
- ☐ 16.学校使用にあたってのルールは、団体構成員全員に周知したうえで利用する。

◆利用全般に関すること

- ☐ 17.学校開放利用案内を読み、内容を理解しました。

（学校開放利用案内は区公式ウェブサイト（二次元コード①）からご確認ください。）



（二次元コード①）

年 月 日

フ リ ガ ナ
団 体 名 _____

利用者登録番号 _____

団 体 区 分 子ども団体／大人・混合団体
（該当する区分に○）

活 動 種 目 _____

団体代表者氏名 _____

連 絡 先 _____（ ）

ホ ー ム 校 _____ 小・中学校

登 録 地 区 北部・東部・中央・南部・西部
（ホーム校が所属する地区に○）